

警察本部長が所掌する出資法人等の個人情報の保護の推進に関する要綱の制定について(例規通達)

(平成18年3月23日)
(栃務第9号栃木県警察本部長通達)

このたび、栃木県個人情報保護条例(平成13年栃木県条例第3号)第47条第2項の規定に基づき、警察本部長が所掌する出資法人等の個人情報の保護の推進に関する要綱を別添のとおり定め、平成18年4月1日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

別添

警察本部長が所掌する出資法人等の個人情報の保護の推進に関する要綱

第1 趣旨

この要綱は、栃木県個人情報保護条例(平成13年栃木県条例第3号。以下「条例」という。)第47条第2項の規定に基づき、知事が所管し、警察本部長が所掌する出資法人等(栃木県個人情報保護条例施行規程(平成18年栃木県警察本部告示第1号)第28条に規定する法人をいう。以下同じ。)の個人情報の保護の推進に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2 個人情報の保護措置

出資法人等は、条例の趣旨にのっとり、個人情報の保護に関する規程を定めるものとする。

第3 所管課長の指導等

- 1 出資法人等を所管する課長(以下「所管課長」という。)は、当該出資法人等の個人情報の保護が推進されるよう、当該出資法人等に対し、必要な指導又は助言を行うものとする。
- 2 所管課長は、出資法人等が行う個人情報の取扱いに関して、不服の申出があった場合において、必要があると認めるときは、不服の申出者、当該不服の申出に係る出資法人等の役職員その他の関係者に対し、質問を発し、又は意見の陳述、必要な書類の提出若しくは説明書の提出を求めることができる。